

第四百七回
国会

参議院労働・社会政策委員会会議録第四号

平成十二年三月二十一日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月十六日

辞任

齊藤 滋官君

八田ひろ子君

補欠選任

中曾根弘文君

山下 芳生君

三月十七日

辞任

中曾根弘文君

笹野 貞子君

山下 芳生君

鶴保 康介君

補欠選任

水島 裕君

江田 五月君

八田ひろ子君

阿曾田 清君

同日

委員阿曾田清君は議員を辞職した。

三月二十一日

辞任

江田 五月君

補欠選任

笹野 貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

吉岡 吉典君

理事

大島 慶久君

大野つや子君

小山 孝雄君

川橋 幸子君

長谷川 清君

委員

上杉 光弘君

水島 裕君

溝手 顯正君

笹野 貞子君

高嶋 良充君

直嶋 正行君

但馬 久美君

浜四津敏子君

八田ひろ子君

大脇 雅子君

牧野 隆守君

長勢 甚遠君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

山岸 完治君

理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な高齢化の進展に伴い介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、介護分野の事業への新規参入や新たな介護サービスの提供等が進み、労働需要が大きく拡大すると考えられます。

また、現下の厳しい雇用失業情勢のもと、このように成長が期待される産業分野において雇用機会の創出を図っていくことが喫緊の課題となっております。

このような状況に対応し、社会保障施策との連携に留意しつつ、介護分野における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出、能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備等を図ることが重要となっております。このような観点から、中央職業安定審議会において検討が行われ、昨年十二月に、介護分野における良好な雇用機会の創出対策等を実施するため介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正を早急に行う必要がある旨の建議をいただいたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法律案を作成し、中央職業安定審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理等の福祉サービスまたは保健医療サービスの対象となる介護関係業務と定義し、これらの業務に従事する医師、看護婦、ホームヘルパー等の労働者を介護労働者と総称することとしております。

第二に、政府は、介護関係業務に係る新たなサービスの提供または介護事業の開始に伴って実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画の認定を受けた事業主が、当該計画に基づき必要な措置を講ずる場合に、雇用保険法の雇用安定事業等による必要な助成及び援助を行うこととしております。

第三に、職業安定機関と職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実等に関し、相互に協力するように努めなければならないこととしております。

第四に、労働大臣は、介護労働安定センターに、雇用保険法の雇用安定事業等の業務並びに介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する教育訓練の業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、平成十二年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「介護業務」を「介護関係業務」に改める。

第二条第一項中「介護業務」を「介護関係業務」に、「につき」を「に対し」、「に」、「その他の介護」を「等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであつて労働省令で定めるもの」に改める。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「専ら介護業務を業として」を「介護事業を」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「介護業務」を「介護関係業務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「介護事業」とは、介護関係業務を行う事業をいう。

第八条第一項中「事業主のうち政令で定める事業を行うもの（以下「特定事業主」という。）は、を「事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴い」に改め、同条第三項中「特定事業主」を「事業主」に改める。

第九条第一項中「特定事業主（を「事業主（に、「認定特定事業主」を「認定事業主」に改め、同条第二項中「認定特定事業主」を「認定事業主」に改める。

第十条の見出し中「雇用福祉事業」を「雇用安定事業等」に改め、同条中「認定特定事業主」を「認定事業主」に、「第六十四条」を「第六十二条」の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の助成及び援助（雇用保険法第六十三条の能力開発事業として行うものに限る。）を行うに当たっては、同項の認定事業主が講ずる措

置に係る者であつて、当該認定事業主に同法第四十一条に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐるものを当該被保険者とみなして、同法第六十三条の規定を適用する。

第十一条及び第十二条中「認定特定事業主」を「認定事業主」に改める。

第十三条中「介護業務」を「介護関係業務」に改める。

第十四条中「介護業務」を「介護関係業務」に、「雇用情報」を「介護関係業務に係る労働力の需給の状況並びに求人及び求職の条件、介護労働者の雇用管理の状況その他必要な雇用に関する情報（次項において「雇用情報」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職業安定機関及び職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力の需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実に、労働力の需給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第十七条第二号中「負傷、疾病等に関する援助」を「者が賃金の支払を受けることが困難となつた場合の保護」に改める。

第十八条の見出し中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改め、同条第一項中「雇用保険法」の下に「第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法を加え、同項第一号及び第三号中「事業主」を「認定事業主」に改め、同項第四号中「職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る」を削り、「研修」を「教育訓練」に改め、同条第二項中「第六十四条」を「第六十二条から第六十四条まで」に改め、同条第三項及び第四項中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改める。

第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条第一項第五号並びに第三十条（見出しを含む。）中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改める。

第三十二条第一項第一号中「特定事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための」を「認定事業主が認定計画に係る改善措置に必要な」に改め、同項第二号中「施設」を「設備」に改める。

第三十三条の前の見出しを削り、同条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十三条の前の見出しを削り、同条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（報告の徴収に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際、改正前の第十二条の規定により報告をしなければならない者が報告をしていない場合については、改正前の同条の規定（改正前の同条の規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

（雇用・能力開発機構の債務保証業務に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際に行われてゐる改正前の第三十二条第一項第一号及び第二号の債務の保証に係る雇用・能力開発機構の業務については、改正前の同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用創出対策の実施に関する請願（第五〇二号）（第五六一号）（第五六二号）（第五六三二号）（第五六四号）（第五六五号）（第六二三号）（第六二四号）（第六二五号）（第六二五二号）（第六二五三二号）（第六二五四号）（第六二五五号）（第六二五六号）（第六二五七号）（第六二五八号）（第六二五九号）（第六六〇号）（第六六一号）（第六六二二号）

（第六六三二号）（第六六四二号）（第六六五二号）（第六六六二号）（第六六七二号）（第六六八二号）（第六六九二号）（第六七〇二号）（第六七一〇号）（第六七二二号）（第六七三二号）

第五〇二号 平成十二年三月六日受理
雇用創出対策の実施に関する請願
請願者 東京都港区高輪四ノ六ノ二九ノ五
〇三 鷺尾悦也 外一万三千四百九十六名

紹介議員 今井 澄君

一、雇用の創出及び安定対策を抜本的に強化すること。

1 政府及び自治体の主導により、社会的需要のある介護・福祉、教育、保育及び環境保全などを中心とした百四十万人以上の雇用創出事業を早急に実施し、失業対策の改善を図ること。

2 企業分割、譲渡及び合併等の企業組織再編の際における雇用契約及び労働条件の継承並びに労働組合との協議を保障することを内容とする「労働者保護法」を定めること

第五六一号 平成十二年三月六日受理
雇用創出対策の実施に関する請願
請願者 横浜市港南区丸山台三ノ四ノ一ノ二〇三 中川幸生 外三万六千五百十五名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五六二号 平成十二年三月六日受理
雇用創出対策の実施に関する請願
請願者 埼玉県久喜市青葉二ノ七ノ三二
鈴木俊一 外二万六千二百九十九名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五六三号 平成十二年三月六日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都青梅市吹上二八五ノ一五

向井庸夫 外三万五千八百六十二

名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五六四号 平成十二年三月六日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 千葉県印西市大森四、四五〇ノ一

三五 芹生琢也 外三万二千十一

名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五六五号 平成十二年三月六日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉一ノ二ノ五〇

六 井澤信章 外三万三千二百八

十二名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二三号 平成十二年三月七日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市東中振一ノ二五ノ七

野澤雄三 外三万五千二百五十

二名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二四号 平成十二年三月七日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 愛知県豊田市青木町一ノ二八ノ一

五 澤田芳彦 外三万五千二百十

四名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二五号 平成十二年三月七日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 山形市中根田二ノ一五ノ一三 眞

木滋夫 外三万五千七百八十六名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二六号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 福井県勝山市芳野町二ノ三ノ六九

荒谷一井 外一万四千六百八十

五名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二三号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都港区台場一ノ三ノ四ノ一、

五〇八 岡本直美 外三万四千七

百五十九名

紹介議員 松崎 俊久君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二四号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都江戸川区西小岩四ノ五ノ六

ノ一、〇〇四 松井保彦 外三万

千六百三十六名

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二五号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都葛飾区高砂六ノ五ノ三ノ一

一〇二 山口洋子 外三万五千六

百六十三名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二六号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根二ノ二〇ノ一五

ノ三〇一 池田芳江 外二万八千

七百五十三名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二七号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 埼玉県川口市西青木一ノ二ノ二

八ノ五〇二 田嶋義明 外三万八

千五百八十五名

紹介議員 長谷川 清君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二八号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 千葉市花見川区花見川二ノ八ノ五

〇三 尾形信明 外二万八千四百

九十七名

紹介議員 木俣 佳文君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六二九号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込一ノ二ノ八

中西昭士郎 外三万五千八百三

十五名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六三〇号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平三ノ一ノ七

ノ六〇三 高島順子 外三万七千

七百八名

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六一号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 群馬県高崎市新田町四ノ二ノ一、

三〇四 案田陽治 外三万五千五

百八十四名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六二号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 千葉県佐倉市大崎台三ノ一七ノ三

石川順一 外三万四千四百三十三

名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六三号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷一ノ七ノ五ノ

九〇四 秋元かおる 外三万四千

五百六十四名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六四号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 群馬県高崎市赤坂町一〇七ノ二三

山本亨晴 外三万八千十四名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六五号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 千葉県印旛郡白井町大山口二ノ一

一ノ七ノ二〇二 澤田浩 外三万

二千三百十二名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六六号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 埼玉県川越市南通町一三ノ一二

笹森清 外一万八千五百六十六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六七号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向五ノ一〇ノ一七

ノ四一六 加藤実 外三万二千八百六十六名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六八号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南四ノ二四ノ

一〇 吉宮聰悟 外三万七千四百六十二名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六六九号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 福島県会津若松市堤町六ノ一八

渡辺充 外三万三千二百二十一名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六七〇号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 兵庫県水上郡市島町徳尾一、四〇

一ノ一 葛野和明 外三万三千三百九十五名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六七一号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 東京都港区南麻布四ノ一ノ三五

ノ七二二 丸山建蔵 外三万四千八百七十二名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六七二号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市小坂子町六一七ノ五

鈴木英幸 外三万八千八百十四名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第六七三号 平成十二年三月八日受理

雇用創出対策の実施に関する請願

請願者 茨城県北茨城市磯原町磯原一、六

三〇ノ二〇二 舟橋博 外三万五千五百五十五名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。